

五泉市農業委員会

令和3年 第5回 定例総会議事録

会議開催 令和3年5月31日(月) 午後 2時00分
場 所 五泉市役所 全員協議会室

出席委員(17人)

1番 渡辺 清滋	2番 加藤 健一
3番 江口 聡	4番 渡邊 清司
5番 高橋 甚一	
7番 岩出 ノブ子	8番 林 毅
9番 亀山 公子	10番 権平 孝男
11番 阿部 伸由	12番 渡邊 みのり
13番 高岡 公衛	14番 川村 孝雄
15番 佐久間 公英	16番 楯 英樹
17番 地濃 潤一	18番 松尾 タカ子

欠席委員(2人)

6番 今井 聡	19番 古田 常藏
---------	-----------

関係説明者

局長 鈴木 一弘	次長 五十嵐 敦
村松事務所長 田中 正徳	係長 阿部 隆
主査 松村 徹	

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和3年第5回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。それでは松尾代理お願いいたします。

会 長 ～～あいさつ～～

渡邊清司 委員 すみません、今日の次第はないんですか。会議開催の案内は来ているんですけど、今日の次第は来ていません。

議 長 事務局、確認してください。

鈴木局長 申し訳ありません。

議 長 ただいま松村主査が取りに行っておりますので、お待ちください。

 ～～資料配布～～

議 長 それでは、ただいまから、令和3年 第5回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、17人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、19番 古田会長と、6番 今井聡 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。)

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号14番 川村孝雄 委員、16番 楯 英樹 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長5番 高橋甚一 委員から報告してもらいます。

調査班長（高橋 甚一 委員）

はい議長。議席番号5番、現地調査班 高橋です。優良農地の保全と確保、無断転用の防止として5月の農地パトロールを実施しました。

本日9時30分から私ほか、加藤 委員、稲餅 推進委員、大関 推進委員と事務局の阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、一本杉、今泉、馬下、村松地区では、青橋、南田中、石曽根 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。

最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で売買が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、648㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

4ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（高橋 甚一 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は石曽根地内の畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

高岡公衛 委員 はい。

議 長 高岡委員。

高岡公衛 委員 議席番号 13 番、高岡です。

確認ということでお聞きしますが、所有権移転の畑、面積の割合に売買価格が余計かと思しますので、その辺差支えなければお聞かせ願いたいと思います。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、議長。

議 長 はい、阿部係長。

阿部係長 高岡委員のご質問にお答えします。

委員の仰るとおり、648 m²に対しまして 250 万円となっております。これについては売主、買主双方の合意によって決まった金額と聞いております。その詳細について承知しておらないというところであります。

なお、今回の件につきまして金額が大きいということで、購入後 1 年間以上は必ず農地として利用するようにと強く指導しております。

高橋委員からの農地パトロール結果でも報告ありましたが、元々荒れた農地だったんですけども、本日畑に適した綺麗な状態となっていることを確認しております。以上となります。

議 長 よろしいですか。

高岡公衛 委員 ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

この案件のうち、9ページの議案番号5番は、番号1番から5番までのひとつの案件ですが、本日の定例総会を傍聴されている農地利用最適化推進委員である、関係推進委員が関係します。

自由な意見交換を担保するため、関係推進委員におかれましては、恐れ入りますが一時退席をお願いいたします。

(関係推進委員 退室)

議 長 それでは、議案番号1番から5番について、事務局より一括して説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

7ページをご覧ください。番号1番から5番はひとつの案件です。

番号1番は登記地目田1筆、畑11筆、合計面積6,613㎡、番号2番は畑2筆、合計面積1,232㎡、番号3番は畑2筆、合計面積938㎡、番号4番は畑1筆、390㎡、番号5番は畑1筆、198㎡を砂利採取用地とする一時転用案件で、賃貸借となります。

16ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「アー(イ)ーc」であります。

なお、復旧方法は、換地を実施し、復旧後の地目については畑とする、とのことです。申請地は一本杉地内の農用地ですが、周辺への影響も少なく、砂利採取後に農地に復旧するものであるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (高橋 甚一 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番から5番は一本杉地内の換地作業中の畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の議案番号1番から5番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の議案番号1番から5番は、原案のとおり決定されました。
関係推進委員は入室してください。

(関係推進委員 入室)

議長 続きまして、議案番号1番から5番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、先ほどご説明した案件と合わせ総数2件で、先ほどご説明したものが賃貸借1件、これからご説明するものが使用貸借1件であります。

9ページをご覧ください。番号6番は田2筆、合計面積475㎡を個人住宅建築用地とする永久転用案件で、使用貸借となります。

22ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア)-a-(a)」であります。申請地は今泉地内の農地で市道今泉町屋線に接し、上下水道が埋設された箇所であり、おおむね500m以内に2つの公共施設、具体的には渋谷医院・五十嵐整形外科があるため第3種農地と判断されます。

周辺への影響も少ないと考えられ、個人住宅建築用地として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (高橋 甚一 委員)

はい議長。説明いたします。

番号6番は今泉地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から5番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から5番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

25ページをご覧ください。今日は、1件の申し出がございました。

令和3年5月17日月曜日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号1番の内容について審議されました。あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番は、売買の案件です。番号1番は、合計面積2,791㎡、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり決定されました。
続いて「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

26 ページからをご覧ください。今月の通常案件は 28 件、うち、賃貸借の新規が 4 件、再設定が 22 件、使用貸借の再設定が 2 件となります。

番号 1 番から 4 番は新規の利用権設定案件です。番号 1 番は、合計面積 2,042 m²、番号 2 番は、面積 991 m²、番号 3 番は、合計面積 2,384 m²、番号 4 番は、合計面積 2,002 m²、番号 3 番は末相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号 5 番から 26 番につきましては、利用権設定の再設定案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、48 ページをご覧ください。番号 27 番から 28 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを使用貸借で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。
続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

50 ページからをご覧ください。今月は、1 件の申し出がございました。番号 1 番は、農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 1,844 m²を議案書記載の金額で貸し借りするものです。

今月は、総数田 1,844 m²を農地中間管理機構へ貸借します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和 3 年第 5 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 40 分 閉会)